

# 【緊急事態宣言延長】5月12日以降屋内スポーツ施設休館延長について

---

緊急事態宣言延長に伴い、令和3年5月31日(月)まで、屋内スポーツ施設は休館を延長いたします。

※屋外スポーツ施設(竹早テニスコート、小石川運動場、後楽公園少年野球場、六義公園運動場)は利用時間を短縮して5月12日より開場いたします。

## 【休館期間】

令和3年(2021年)4月25日(日)～5月31日(月)予定

※感染拡大の状況により、休館期間が変更となる場合がございます。

## 【対象施設】

文京スポーツセンター

文京総合体育館

文京江戸川橋体育館

- 休館期間中に施設利用申込分につきましては、施設で予約取消をさせていただきます。
- 抽選の申込、及び6月1日以降の随時予約は、施設予約システムをご利用ください。
- 6月1日(火)以降の確定している予約について、新型コロナウイルス感染防止を理由として予約の取消をされる場合には、  
施設予約システムからご自身で取り消さず、必ず予約施設へご連絡をお願いいたします。
- 休館期間中は電話対応 文京総合体育館 [03-3814-4271](tel:03-3814-4271) (9時から17時)のみとなります。
- 期間中全ての教室事業、イベントは中止となります。詳細は準備が整い次第、施設よりご案内いたします。
- 定期券(プール、トレーニングルーム)につきましては、再開時に延長(もしくは返金)対応をご案内いたします。
- 休館中の各教室事業についての対応につきましても決定次第、ご案内させていただきます。

ご迷惑をおかけいたしますが、感染症拡大防止にご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。